

第 34 回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 2 月 22 日 (水) 午後 3 時 ~ 5 時
- 2 場 所 市役所地下 1 階 第 11 共通会議室
- 3 出席者 大阪市人権施策推進審議会委員
- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
|                         | 伊藤 良夏       |
|                         | 大前 藍子       |
|                         | 川嶋 広稔       |
|                         | 鈴木 暁子       |
|                         | 辻川 松子       |
|                         | (会長) 中井 伊都子 |
|                         | 中川 さゆり      |
|                         | 西田 芳正       |
|                         | 堀野 ひろこ      |
|                         | 前田 修身       |
|                         | 村木 真紀       |
| 市民局理事                   | 吉村 浩        |
| ダイバーシティ推進室長             | 平澤 宏子       |
| ダイバーシティ推進室人権企画課長        | 藪中 昭二       |
| ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長     | 柴田 昌美       |
| ダイバーシティ推進室共生社会づくり支援担当課長 | 吉岡 和彦       |
| 人権啓発・相談センター所長           | 藤田 浩之       |
| ダイバーシティ推進室人権企画課長代理      | 辻井 善寛       |
| 人権啓発・相談センター副所長          | 森 正俊        |
| ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長     | 中井 正徳       |
- 4 議 題
- 1 会長及び会長代理の選任について
  - 2 大阪市人権行政推進計画に基づく平成 28 年度の取組状況について
    - (1) 「人権が尊重されるまち」指標 (平成 28 年度版) (案) について
    - (2) 人権啓発の取組みについて
    - (3) 人権相談の取組みについて
    - (4) 多文化共生の取組みについて
    - (5) L G B T などの性的少数者にかかる取組みについて
  - 3 その他
    - (1) 犯罪被害者等支援の取組みについて

( 2 ) 部落差別の解消の推進に関する法律について

( 3 ) その他

## 5 議 事

**中井人権企画課担当係長** 定刻となりましたので、ただ今から、第 34 回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします人権企画課担当係長の中井でございます。

それでは議事に入ります前に、本日の資料等についてご案内をさせていただきます。お手元に配席図、名簿、その後に審議会の次第、そして、各議事の資料の一覧をお配りしております。以上、よろしいでしょうか。

それでは、出席委員のご紹介をさせていただきます。今回は、平成 28 年度の改選により当審議会委員にご就任いただきまして初めての審議会でございますので、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

お手元に配布いたしました五十音順の委員名簿の順にお名前を読み上げますので、順にお願いいたします。それではまず、伊藤委員お願いいたします。

**伊藤委員** 大阪市会議員の伊藤良夏と申します。よろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 大前委員お願いいたします。

**大前委員** 大阪 N P O センターの大前と申します。前期に引き続きご指名いただきましてありがとうございます。またよろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 川嶋委員、お願いいたします。

**川嶋委員** 大阪市会議員の川嶋です。よろしく申し上げます。

**中井人権企画課担当係長** 鈴木委員お願いいたします。

**鈴木委員** 京都府立大学京都政策研究センターの鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 辻川委員お願いいたします。

**辻川委員** 初めまして、辻川でございます。人権擁護委員、また大阪市の人権啓発推進員も兼ねております。どうぞよろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 中井委員お願いいたします。

**中井委員** 中井と申します。甲南大学の法学部で国際法を教えております。どうぞよろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 中川委員お願いいたします。

**中川委員** 公募委員で応募いたしました中川さゆりと申します。よろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 西田委員、お願いいたします。

**西田委員** 大阪府立大学で教えております西田と申します。専門は、若い人やこどもの

貧困排除の問題をやっております。

**中井人権企画課担当係長** 堀野委員、お願いいたします。

**堀野委員** 堀野ひろこと申します。初めて公募委員で参加させていただきます。よろしくをお願いします。

**中井人権企画課担当係長** 前田委員、お願いいたします。

**前田委員** 大阪市議員の前田でございます。よろしくをお願いします。

**中井人権企画課担当係長** 村木委員、お願いいたします。

**村木委員** 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ代表の村木真紀と申します。前回に引き続きとなります。どうぞよろしくをお願いします。

**中井人権企画課担当係長** ありがとうございます。

なお本日は、阪急電鉄株式会社人事部部長、高山委員並びに弁護士の山西委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、大阪市側の出席者をご紹介します。吉村市民局理事でございます。

**吉村市民局理事** 理事、吉村です。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 平澤ダイバーシティ推進室長でございます。

**平澤ダイバーシティ推進室長** ダイバーシティ推進室長の平澤でございます。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 藪中人権企画課長でございます。

**藪中人権企画課長** 人権企画課長の藪中です。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 柴田多文化共生担当課長でございます。

**柴田多文化共生担当課長** 多文化共生担当課長の柴田です。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 吉岡共生社会づくり支援担当課長でございます。

**吉岡共生社会づくり支援担当課長** 共生社会づくり支援担当課長吉岡でございます。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 藤田人権啓発・相談センター所長でございます。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 人権啓発・相談センター所長、藤田でございます。よろしくをお願いします。

**中井人権企画課担当係長** 森人権啓発・相談センター副所長でございます。

**森人権啓発・相談センター副所長** 人権啓発・相談センター副所長森でございます。よろしくをお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** 辻井人権企画課長代理でございます。

**辻井人権企画課長代理** 人権企画課長代理辻井でございます。よろしくをお願いします。

**中井人権企画課担当係長** それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事吉村からご挨拶を申し上げます。

**吉村市民局理事** 委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、本審議会にご

出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また日ごろより、皆様方には、大阪市政の各般にわたりましてご理解を賜っておりますことをこの場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

先ほど司会からも話がございましたが、皆様の委員任期、11月1日からということで、今回は初めての開催ということでございます。まずもって、この審議会委員にご就任いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

本審議会は、13名の委員で構成されております。前回から引き続きご就任いただいております委員が4名、今回新たにご就任いただきました委員が9名でございます。今後13名の委員の皆様のご協力を得まして、私どもといたしまして、本審議会を円滑に運営してまいりたいと存じますので、皆様のご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、本審議会につきましては、人権尊重の社会づくりにかかる施策につきまして、調査、審議いただく場となっております。今日の人権を取り巻く情勢といたしましては、少子高齢化や、また地域でのつながりの希薄化、グローバル化、インターネット・SNS等のICTの社会への急速な普及等々の社会変化のもとで、例えば高齢者や子ども、女性、障がい者への虐待や暴力、またインターネット等での誹謗中傷、差別的な書き込み、外国人へのヘイトスピーチなど、様々な問題が起きております。

このように大変人権の課題が複雑多様化してきております中で、大阪市が今後時代に対応した人権行政を進めていきますためにも、委員皆様から広く意見を頂戴いたしまして、今後の取組みに生かしてまいりたいと考えている次第でございます。

本日は、人権行政推進計画に基づく平成28年度の取組み状況等につきましてご説明申し上げたいと思っております。大変限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見を賜りますよう、改めて重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

**中井人権企画課担当係長** それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。議事の進行につきましては、本来ならば会長に担っていただくところでございますが、本日は委員の皆様の就任後初めての審議会のため、会長がまだ決まっておりませんので、私が引き続き進行をさせていただきます。

なお、この審議会は、「大阪市人権施策推進審議会規則」及び「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして公開といたしております。また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局のホームページへ掲載する予定でございます。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議題1、会長の選任及び会長代理の指名についてでございます。会長の選任につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則第2条第1項によりまして、委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様方のご意見をお願いしたいと思います。

**西田委員** よろしいですか。私、前期からの留任なのですけれども、前期会長代理を務めていただきました中井委員がご適任だというふうにご推薦いたしたいと思いますが。

**中井人権企画課担当係長** ありがとうございます。今、中井委員にというご意見がございました。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**中井人権企画課担当係長** ありがとうございます。それでは本審議会の会長につきましては、中井委員にお願いすることといたします。

恐れ入りますが、中井委員におかれましては会長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、中井会長から一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、お願いいたします。

**中井会長** 改めまして中井伊都子と申します。頼りない者ですけれども、皆様のお助けを借りて責務を果たしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**中井人権企画課担当係長** ありがとうございます。

続きまして、審議会規則第2条第3項「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」に基づきまして、本日の審議会におきまして会長代理の指名が必要ですので、会長から会長代理を指名していただきます。お願いします。

**中井会長** それでは、あらかじめ会長代理の指名が必要ということですので、本日ご欠席ですけれども山西委員に会長代理をお願いしたいと思います。もしお認めいただけましたら、会長代理指名の報告はこの審議会の終了後、速やかに事務局からお願いしたいと思っております。

**中井人権企画課担当係長** ありがとうございます。

ただいま審議会規則第2条第3項に基づきまして、中井会長から会長代理として山西委員にご指名がございました。この場で確認をいただきまして、審議会終了後、速やかに事務局からご本人へ会長代理指名の報告をさせていただきます。

それでは、議事の進行につきまして、中井会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**中井会長** それでは、中井が引き継がさせていただきます。

お手元に、「第34回大阪市人権施策推進審議会次第」がございますので、それに従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議題の2の「大阪市人権行政推進計画に基づく平成28年度の取組状況について」の(1)「人権が尊重されるまち」指標(平成28年度版)(案)」についてでございます。事務局から報告をお願いいたします。

**辻井人権企画課長代理** 人権企画課長代理辻井でございます。「人権が尊重されるまち」指標(平成28年度版)(案)につきましてご説明させていただきます。

まず、2ページを開いていただけますでしょうか。「人権が尊重されるまち」指標ということで、これを毎年つくっているところでございますけれども、その経緯、経過につま

してまずご説明をさせていただきます。

平成 12 年に、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を成立させていただきました。そこで、大阪市は、「人権が尊重されるまち」を目指していくということになっております。それを受けまして、平成 19 年 12 月に大阪市人権施策推進審議会から、「今後の人権行政のあり方について（答申）」を受けまして、平成 21 年 2 月、大阪市人権行政推進計画、副題「人権ナビゲーション」と名づけておりますけれども、この推進計画を策定させていただいた次第でございます。

この計画、「人権ナビゲーション」という名前をつけておりますけれども、市民の皆様にも少しでも具体的にわかりやすくという意味を込めまして、車に例えて事業を行っていくとさせていただいており、4 つの柱を設けまして、推進計画を実施させていただきます。

1 つ目としまして、2 ページの真ん中あたりでございます。まず「人権教育・啓発」ということで、これにつきましては職員、市民の皆様方の意識の向上がまず大事ですので、教育・啓発を充実させていくということで、車のエンジンに例えて、事業を推進していくということでございます。

2 つ目としまして、やはり人権が侵害される等々の事象もあるところでございます。そこにつきましては相談窓口を設けまして、人権相談を受け、できる限りの救済をしていくということで、これを車でいいますとエアバックに位置づけて事業を行っているところでございます。平成 22 年、人権問題に対する総合的な拠点としまして、「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しまして、取組みを進めているところでございます。

この指標でございます。大阪市を「人権が尊重されるまち」に近づけるということで、市民の皆様方に実感していただく、あるいは役所でもその目標に近づけていく。いわゆる P D C A をよくやっておりますけれども、役所の事業としまして P D C A を働かせて、なおかつ市民の皆様方にも到達感が見えるような形で、数値化してわかりやすくすることを含め、「道しるべ」として、平成 23 年 10 月から「人権が尊重されるまち」指標を作成しているところでございます。

平成 24 年度版以降につきまして、市政モニター等々、いろいろな調査に基づきまして把握したり、あるいは計画に基づいた取組みの状況を確認したりしながら、毎年改訂しているところでございまして、指標を作成し、年度更新し、確認し、場合によっては修正するという形で進めているところでございます。

4 本の柱ということでもう 1 つ、この本の最後のほうに「標識」がございますけど、また後ほど説明させていただきます。指標の経過につきましては、以上でございます。

3 ページでございます。人権尊重の社会づくりでございますが、役所、行政ばかりが進んでやってもなかなか前に進まないの、市民協働ということで、民間企業、大学・研究機関、あるいは N P O 法人、ボランティア団体の方々、皆様と一緒にやっていく必要があるということで、計画をつくって事業を進めているところでございます。

4 ページの真ん中の表でございますけれども、まず大きな指標として 2 つ設定させてい

ただいております。「人権に関心がある」と答えた市民の皆様方の割合、もう1つは、「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」という市民の実感の割合ということで、それぞれ市政モニター調査をさせていただきまして、平成26年度、平成28年度の経年変化をみております。概ね横ばいという状況でございます、これを今後上げていくということで取り組んでまいります。

5ページでございます。様々な人権課題、個別の話でございますけれども、まず国の動きとしまして、平成28年に大きな法律が成立、施行されたところでございます。5ページの第2段落のところでございますが、まず「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、2つ目は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ対策法でございます。最後に「部落差別の解消の推進に関する法律」でございます。あと、幾つか改正法も出ております。

最近の、状況ですけれども、5ページの下から2つ目の段落のところでございます。少子高齢化と言われて久しいところでございますし、最近ですと、インターネット、あるいはSNS等々の情報技術、通信技術の発達により、人権課題、いろいろな新しい課題が出たり、あるいは複雑化したりしているところでございます。

大阪市としましては、具体的な課題として10の課題を掲げて、達成状況をはかり、目標を設定し、取り組んでいるところです。ちなみに、一昨年までこれが9つございまして、昨年度から10番目の項目、「LGBTなどの性的少数者」を加えまして、現在10項目ということで取組みをさせていただいているところでございます。

それでは、具体的な課題ということで説明をさせていただきます。

7ページ(1)の女性の課題でございます。女性の課題につきましては大きく2つ、固定的な性別役割分担の意識から生じる課題、もう1つはDV、ストーカー、女性に対する暴力でございます。

まず、DV、ストーカーでございますけれども、7ページの真ん中あたり、平成27年度のDV相談件数でございますが3,079件、書いておりませんが平成26年度は2,967件で、100件ちょっと増えているところでございまして、年々増えております。これにつきましては、DV防止基本計画を作成しまして、本年、平成29年1月に大阪市男女共同参画基本計画(第2次きらめき計画)におきましてDVの基本計画の位置づけもおきまして施策、取組みを進めていくところでございます。

8ページですが、もう1つストーカーという問題があります。平成29年1月に改正法が一部施行され、ブログ、SNSでのつきまといも規制するということで、全部施行後は、公安委員会が独自で禁止命令を出せるようになるというところでございます。

大阪市におきましては、配偶者暴力相談支援センターがございまして。警察、あるいは区役所と連携をとりながら一時保護施設への収容等、諸々の支援を行っております。

もう1つの課題でございます。女性の活躍でございますが、8ページの下から7行目ぐらいになります。「育児・介護休業法」あるいは「男女雇用機会均等法」改正法が施行され

ております。女性の労働力につきましては、結婚・出産等で 30 代真ん中、あるいは前半のところ、M字カーブと言われておるのですが、落ち込むと。この落ち込みを少しでも減らす施策で、女性だけではなく、男女がともに輝く豊かな活力ある社会を目指すということで、基本理念 6 つ掲げまして進めています。

女性に関する基本指標としまして 10 ページでございますが、「大阪市は、男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う市民の割合としまして、市政モニターの調査を掲げさせていただいております。若干上がっているというところでございます。そのほか、基本計画等々に基づきまして、下の表に 4 項目ありますが、それぞれ担当課におきましてチェックをし、施策を続けていくというところでございます。

11 ページに、DVに関する指標がございます。DVの相談を受けられて、安心して暮らせるまちであるという割合につきましては 50%を少し超えたところです。ただ、配偶者暴力相談支援センターの認知度がまだまだ低いということがございます。ストーカー等々ですぐ警察に行かれるということで、それは全然問題はないのですけれども、配偶者暴力相談支援センターの認知度も上げていくというのは、1 つ大きな課題ということで取り組んでいるところでございます。相談件数は先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

12 ページ以降、こどもに関する課題でございます。こどもの課題につきましては 2 つ、児童虐待がまず 1 つございます。もう 1 つは、いじめ、体罰ということでございます。

児童虐待におきましては、「児童虐待の防止に関する法律」が施行され、行政も立ち入り検査等々ができるようになっております。大阪市では、平成 22 年、大阪市こども相談センターを開設し、取組みを進めてまいりました。最近ですけれども、平成 28 年 10 月、南部こども相談センターを開設、3ヶ所目設置を今現在検討しているところでございます。

あと、毎年 11 月が児童虐待防止推進月間ですので、キャンペーン実施を始め、普段から関係機関と連携しながら、様々な場面での取組みを進めているところでございます。

いじめに関しましては 14 ページでございます。大阪市におきましては、大阪市教育振興基本計画を定めまして、まず体罰・暴力を許さない指針、もう 1 つは、いじめ対策基本方針を定めまして、学校における、いじめ問題等々、あるいは体罰・暴力行為を生まない学校づくりに取り組んでおります。指標を 2 つ設けまして、こどもが個性を発揮し、いきいきと暮らせるまちであるという指標と、もう 1 つは子育てが安心してできる、産み育てられるまちであるという指標を設けております。

15 ページ、個別の指標ですが、「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合、「お住まいの地域でこどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加している」と感じる保護者の割合、これは家族だけではどうしようもない、地域で支えるということが非常に重要です。ここの指標は重要視しており、地域の支えというところが非常に上がっているところ、逆に、犯罪に巻き込まれていると感じる部分が下がっているところ、引き続きの取組みを進めてまいります。



16 ページ以降の高齢者でございます。高齢者につきましては、虐待の問題と、あと、ひとり暮らし、あるいは認知症の方が増えたというところでございます。4 つ目の段落でございますが、ひとり暮らしの高齢者が占める割合が他都市に比べて非常に高い、あるいは認知症高齢者の数が 6 万 5,000 人、この 5 年間で 28% の増加であるというところでございます。取組みを進めていく必要がございます。これらにつきましては、地域の力、ネットワークを使いまして一体となって支援する仕組みづくりを求められ、進めているところでございます。

17 ページのところ、基本指標を定めています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち、もう 1 つは、生きがいを持って暮らせるまちであると、社会参加できるという市民の割合ということで、各々の数値を出しております。

地域包括支援センターの設置は 66 カ所です。

虐待の関係でございますが、18 ページの表の一番上、高齢者虐待の予防・早期発見ということで、相談・通報・届出件数ということがございます。局におきましては、障がい者・高齢者、2 つ合わせた虐待防止連絡会議を開いており、各区におきましては、高齢者虐待と、次に出てきますけれども障がい者虐待防止の連絡会議をそれぞれ設けており、それぞれの地域の役所だけでなく、ボランティア、あるいは医療機関等々、関係機関との連携を深め、相談に乗ったり通報を受けたりということで進んでいるところでございます。

続きまして、障がいのある人の課題でございます。1 つには、先ほど申し上げました障害者差別解消法に基づく障がい者差別に対する取組みでございます。もう 1 つは、高齢者と同じでございます。虐待の問題ということでございます。20 ページの上から 3 行目、障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、行政機関だけでなく、事業者におきましても不当な差別取り扱いはだめ、あるいは合理的配慮をすることが定められております。大阪市におきましては、障がいのある方が入所施設、あるいは病院等々、ずっとそこであるということではなく、地域社会へ少しでも移行していき、社会の一員として生活できるように、本人の意向を十分尊重しながら地域での自立生活に向けて取り組んでいるところでございます。

障がい者虐待でございますが、平成 24 年に障害者虐待防止法ができました。それを受けまして、先ほど申し上げました連絡会議を設置しまして、各局あるいは各区役所、関係機関、病院等々、ネットワークを組みまして、相談を受け、虐待の通報を受けたり、取組みをしたりしているところでございます。

22 ページ、基本指標でございます。障がいのある人が就労の機会に恵まれて自立した生活を営める、もう 1 つは、さまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるというところでございます。それぞれ数値が少しずつ上がりまして、50% を超えたところでございます。下の表ですが、施設の入所者数につきましては、先ほど申し上げた地域で自立した生活がよいというところからこの数値は減ったほうがよいということで、若干ですけれども減ってきているところでございます。

あと、下の2つでございます。就労者あるいは職業訓練受講者数、こちらのほうは増えたほうがいいということでございます。ちょっと職業訓練のほうが減っているのでございますが、就労者につきましては少しずつ増えているというところでございます。

23 ページの表の上から2番目、虐待予防、早期発見というところで、ネットワークをつくり、相談、通報を受けたというところで、平成26年度から平成27年度につきましてそれが増えております。下の4つ、交通局の取組みということで、駅のエレベーター、ホーム柵の設置、多機能トイレの整備を進めているところでございます。

24 ページ、同和問題でございます。平成14年に、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」いわゆる地対財特法が失効しました。昭和57年、1987年に成立しまして、平成14年、2002年に失効し、同和対策事業は終了しております。

ただ、24 ページの一番下から25 ページのはじめにかけて書かせていただいておりますけれども、まだまだ忌避意識が残っているということで、取組みを継続していくということでございます。国におきまして、最初に申し上げました「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたこともございますので、残された課題の解決に取り組んでいきまして、一人ひとりの人権が尊重されるように解決を図っていきたいと思っております。

27 ページの外国籍住民でございます。これにつきましては、後ほど議題のところでも別途、多文化共生の取組みということで報告をさせていただくのですが、まず外国籍住民の方、上から2、3行目ですが、外国籍住民の国籍・地域の数が実に134にも及んでいると。韓国・朝鮮人の方が多いということなのですが、他の国籍の方も増えてきておりまして、施策も多様化しているところでございます。

外国籍住民の方が、言葉の問題で不利益を被るということが往々にしてございます。特に災害のときに問題になったのですが、それ以外でも不利益を被るということがあってはならないということもございますので、暮らしやすい環境を整備していく取組みを進めています。

下から2つ目の段落、いわゆるヘイトスピーチ対策法が平成28年6月3日、施行されたところです。本市におきましては、先行して「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を定め審査会を設置、申し出を受けて、審査を今現在しているところでございます。

28 ページの基本指標ですが、外国籍住民の方が地域社会の一員として相談も受けることができ、情報提供も受けることができ、充実した生活が営めるまちであるという市民の割合、65.3%でございます。

29 ページですが、特に、一番上の多言語版のホームページのトップページのアクセス数ということで多様化しているところでございますが、平成26年から平成27年にかけて3割増しということで、やはり求められているところが大きいところでございます。

30 ページ、個人情報保護でございます。個人情報につきましては、これを不正に取り扱われるとか、漏えいがあると、重大な人権侵害につながりますので、私どもも普段から注意して業務に携わっているところでございます。大阪市におきまして、「大阪市個人

情報保護条例」のなかで「個人情報取扱指針」を策定しまして、本市だけでなく事業者の皆様方に対しまして適切な指導、助言を行うとともに、あるいは市民の方からの苦情、もしくは相談の受け付けということも行っているところでございます。

32 ページの犯罪被害者等への支援でございます。後ほど議題で触れますが、犯罪被害者等につきましては、地域の理解と支えが必要不可欠でございます。当事者、あるいは家族・遺族の方を含めたという意味で、「等」をつけております。生命、家族、財産を奪われるという被害があるわけですけれども、もちろん心理的被害もあります。そのほか捜査、あるいは裁判の段階でいろいろ負担もありますし、周囲の方々の好奇の目、あるいは誤解、中傷、最近ですと報道やSNSによる広まりが多くございまして、二次的な被害もかなり大きな問題となっているところでございます。大阪市におきましては犯罪被害者等支援総合相談窓口を設置しまして、相談を受け付け、あるいは市営住宅の優先入居を含めまして、施策を行っているところでございます。

34 ページ、ホームレスにつきましては、まだまだ誤解、偏見がございます。廃品回収を含め、何らかの仕事をしている方が実は 62.9%おられること、この現実があまり広まっていないというところで、怠け者とか、働いてもいないという、偏見が強く、嫌がらせや暴力事件等々が発生しているところでございます。また最近、若年の方も増えているところでございまして、若年の方につきましては、就労が自立支援に直結するというところで、就労支援の取組みを行っているところでございます。

35 ページの指標ですが、自立支援センター、就職率等々で測っているところです。基本指標につきましては、「ホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」という市民の割合ということにつながってくるのだと思います。

10 番目でございます。LGBTなどの性的少数者でございます。ここ最近、かなりマスコミ等で広まっているところでございます。民間調査ですが、人口の 5%から 7%位が存在すると言われていたところでございます。ただ、やはりカミングアウトをしにくい等々で生きづらさを感じている。あるいは周囲から偏見や差別を受けている、あるいは受けるのではないかと感じておられる方が少なからずおられる状況でございます。これにつきまして、他都市の実例でございますが、平成 27 年 3 月に東京渋谷区が条例を制定しまして、11 月より同性パートナーシップの証明書の交付を行っております。渋谷に続きまして、世田谷、伊賀、宝塚、那覇と、今 5 カ所でパートナーシップ等、あるいはそれに類似する証明等々を行っているところでございます。

文部科学省が、こどもの人権を守らないといけないということで、学校に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知文を各市町村宛てに発送しまして、各市町村のほうで各学校に配布をし、周知して配慮するようにしているところでございます。

大阪市につきましては皆様、ご存知とは思いますが、平成 25 年 9 月、淀川区で「LGBT 支援宣言」を行いました。各所属におきまして、さまざまな啓発事業、研修等々取組

みを行っているところでございます。この本市の取組みにつきましては、後ほど説明をさせていただきます。

民間でもかなり、外資系企業から始まったと思いますが、取組みが広まりつつあります。従業員に対する福利厚生で、婚姻関係もしくは事実婚と同じ扱いにするでありますとか、あるいは顧客に対して家族割引等々の、あるいは生命保険の受取人とかというところでの配慮をするというのが少しずつ広まっているところでございます。私どもも情報収集に努めまして、LGBTの課題を市民に啓発しつつ、職員の研修に努めてまいりたいと考えているところでございます。数値が平成28年度しかございませんが、この市民の割合51.4%を、どんどん高めてまいりたいと思っているところでございます。

39ページでございます。担い手づくりと職員研修に関してでございます。真ん中少し下のところで、市政改革プラン2.0という記載をさせていただいております。市政改革プラン2.0におきまして、初めて出たところでございますが、職員人材育成のところ、人権について理解を深めて多様性を受容しながら「人権の視点」を意識した行政運営を行える職員を育成する、人権問題研修を実施すると定められました。この多様性の受容ということで、注釈をつけておりますが、性別、子ども、高齢者、障がいのある人、LGBTなどの性的少数者などの違い等々をお互い認め合い、多様性を受け容れる人材を育成していくということを定めたところでございます。

40ページでございます。最初のところで、4本柱と申し上げました4つ目でございます。「標識」として、「人権の視点！100！」を定めております。6つの観点を定め、あらゆる業務、事務をするに当たって、この6つの観点を常に意識して携われるようにということで6つの観点を定めまして、それに伴ってわかりやすく伝える、正確に適切に伝えるようにという形で、具体的な定めをしているところでございます。

41ページでございますが、この「人権の視点！100！」につきまして、各所属、毎年度目標を定めまして取組みを進めていくと。それにつきまして、PDCA評価していくと。例えば、区役所ですが、トイレにレインボーマークをつける。あるいは、このトイレは誰でも使えますという表示をする、あるいは看板表示を見やすくする等もございまして、あるいは職員研修でLGBTを取り上げる等も含めて、いろいろ全所属におきましてそういう取組みを少しずつしているところだと。これにつきましては、市民局で取りまとめ等を行っておりますが、これも各所属、現場もあり、あるいは本庁、いろいろございまして、それぞれの取組みにつきましては、それぞれの部署にお任せはしているところでございますが、アドバイスの依頼を受けたときには、最近ですとLGBTはどうかとか、こういったことはどうかとかアドバイスをし、取りまとめをさせていただいているところでございます。プログラムにつきましては、全所属で行っているところでございます。

以上でございます。

**中井会長** ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました「人権が尊重されるまち」指標(平成28年度版)(案)について、委員の方々からご意見、ご感想、ご質問等

いただきたいと思います。

**村木委員** 2点気になったところの質問なのですが、18ページの鉄道駅の整備の状況なのですが、必要な駅が何駅あって、そのうち何駅がカバーされているのかという母数がちょっとわかりにくいなと思いました。

あともう1点が25ページなのですが、概ね主な指標が向上していると思っているのですが、差別落書きなどが、何か1年で大分増えているような気がして、これで19件から34件ということが増えていると思うのですが、もし何か要因としてわかるものがあればお教えいただきたいと思います。

**中井会長** 今、お答えいただけますでしょうか。

**辻井人権企画課長代理** 駅の母数につきましては確認させていただきまして、改めて皆様にお伝えさせていただくということによろしいでしょうか。

**中井会長** 落書き件数のことはどなたかお答えいただけますか。

**藤田人権啓発・相談センター所長** こちらの落書き件数の、具体的にこの要因があったからこれだけ増えているという分析までは、ちょっとまだ特段ないのですけれども。

**村木委員** そういうとり方が変わったとかそういうことでは。

**辻井人権企画課長代理** そういうことはないです。

**村木委員** わかりました、ありがとうございます。

**篠中人権企画課長** 地下鉄の駅ですけど、正確な数字は押さえていませんが、大体イメージとしては、私どもが地下鉄駅にポスター掲示を依頼する際に大体140位が全駅位かなと思います。140位をイメージしていただいたら、分母の数になるかかと思えます。

**中井会長** ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。西田委員。

**西田委員** 以前もこれ、見させていただいているはずなので、新たに気がついた点が幾つかあるというところで。まず、前も質問させていただいたような気がするのですが、各セクションで表が2つ出てきますよね。その最初の基本指標というところで出てくものと、それに続いて、あと項目、概要、現況、数値の目標ということで幾つか細かな項目が表として盛られている。この2つの関連がよくわからない。最初の表がこの審議会で責任を持って考えていくところで、その下は市の別の部局のテリトリーなのかとか、そういうことで分けているのかどうかというのが1点。

それからちょっと細かくなりますが、外国籍住民という言い方はやはり何か誤解を生むわかりにくい表現だなと改めて思いました。ルーツを持っている方も含めというところが文章には書かれているのだけど、やはりこのおもて出しだと誤解を生むのかなと改めて思いました。

そして、大きなことなのですから、大阪市はこんなまちだと思いますかという、一般市民向けの意識調査項目を指標とされているところがやはり気になるのです。例えば、こどもに関して言えば、こどもが個々の個性を發揮し云々、というまちであると思いますかとか、あるいはDVに関して相談できるまちだと思いますかって、関係のない当事者

じゃない一般市民を対象にした、しかも意識調査ですよ。そうした指標も重要なものだと思います。だから市民向けの調査で、それぞれの意識がどう変化したかというのは大変大事なものなので、意味がないというふうなつもりはないのですが、それと同時に、例えば女性管理職の率など出てきますよね。そうした当該の問題の客観的なデータこそというか、そちらも重視するべきで、そちらがリストアップされ、目標がどうだというふうなことであるべきだなと思います。

例えば私、自分のテーマですから子どもに関して言えば、大阪市の就学援助率は30%をやや切ったのが最新のデータだと思いますが、全国の自治体の中でもワーストに近いところで、しかも大阪市の就学援助の基準は生活保護の1.0ですよ。全国の多くの自治体の通例の1.3でいけばものすごい数に当たるはずで、その3割の子どもが生活保護水準、あるいはそれ以下の状況で暮らしている。もう生存権も幸福追求権もどうなった、まさに人権の課題ですよ。そのあたりが、指標の中でも言及はされますけれども、でもその市民が、子どもがいきいき暮らせているまちだと思うというようなことが一番出てくるというのは、やはり重要な課題を、ストレートに表せないような仕組みになっているのではないかなと思いました。ということで、一般市民向けの意識調査項目プラス客観的な指標が、それぞれについても織り込まれるべきなのではないかなと思いました。以上です。

**中井会長** ありがとうございます。後半のご意見はちょっと非常に大きなテーマですので、また事務局のほうで少し検討いただきたいと思うのですが、この表の見方として、項目、現況数値と書かれている下に、項目、概要、現況数値と目標と、ボックスが2つある、この違いは何ですかというご質問については、教えていただけますでしょうか。

どこのページをとってもいいです。例えば17ページでもどこでもいいですが、こう、上の箱と下の箱のこの。

**篠中人権企画課長** この指標をもともと制定してきたときに、各人権課題に共通した視点で見られるものという関係から、まちということを一つのテーマにして、これを基本指標にしながら各人権課題項目ごとに設定してきているというのが経過としてはございまして、さらに、それぞれの人権課題には、それぞれ関係局といいますか、専門の所管もございまして、そちらのほうで参考に掲げている関係指標のところを、私どもがまとめる際に掲示をさせていただいているというところなんです。それと、もう一つは、それぞれの指標の中で各局が目標を設定しているというところにつきまして、現況数値と目標を掲げている数字になっているところであります。

ただ、一方で人権課題、それぞれ個別の課題につきましても、今非常に多様化しているということで、分析する際にも非常に多面的な見方をしていかなければならないということで、指標も結構たくさんものを掲げていかなければならないというのは、実は感じているところでございます。

今日は西田委員のご指摘もいただいております、我々もその辺りを関係局ともしっかりと詰めながら、できるだけこのPDCAが実感できるような、さらに我々、人権施策を

推進するため、目標としてしっかりとできるような、そういったケース整理をしながら掲示をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

**中井会長** ありがとうございます。ほかに何かご意見は。

**鈴木委員** よろしいですか。鈴木と申します。

この議題が今回指標ということにして、指標に関して、先ほどの西田委員の質問とも関連するのですが、個別のテーマについての課題は非常に幅広いということは理解しております。その上でなのですが、今回、人権啓発、人権施策という文脈でお聞きしたいのが、それぞれトータルでの施策の数というのはどのくらいあるのかということと、それをそもそもカウントされているのかどうかということと、あとやはり、主観的な指標と客観的な評価指標が混在しているようなところがかかなりいろいろな項目で見受けられまして、その指標自体は、先ほど各担当課のほうから提案があるということをおっしゃっていたのですが、指標自体は、誰が選んでおられるのかということなのですが、そのあたり非常に幅広いテーマなので、それぞれ個々のテーマによって異なると思うのですが、何か傾向のようなものがあれば教えていただければと思います。

**篠中人権企画課長** 1点目、人権施策の数というのでしょうか、そこは、人権行政基本方針ということで、全ての行政の推進には人権の視点を入れていくという基本的な視点を持っておりますので、それぞれ数として数えられるものではないのかなとは思っております。ただ、くくり方を何か限定をすればできるのかなと思いますが、今ここでどのくらいの数かということまでは把握しておらないというのが現実でございます。

それと、ちょっと回答ができないのですが、それぞれの人権課題毎の客観的なデータとか傾向とかいうところら辺については、今のところしっかりと把握はできておらないのが現状でございますが、またしっかりその辺は検討していきたいと思っております。

**中井会長** ありがとうございます。多岐にわたるテーマを扱っておられますので、ちょっといろいろご意見もあろうかと思いますが、時間の関係もありますので、また事務局のほうでいろいろとご検討いただいたこと、必要であれば私達にもまた教えていただいて、こちらからもまた意見を言えるような機会をいただきたいと思っております。

それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。議題の2の(2)(3)です。「人権啓発の取組みについて」と、「人権相談の取組みについて」を事務局から、これは一括で説明をお願いして、その後、質疑をお願いしたいと思います。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 人権啓発・相談センター所長の藤田でございます。

資料2-(2)に基づきまして、「平成28年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについて」ご説明させていただきます。

最初に1ページ目の、地域密着型市民啓発事業ですが、地域に根差した啓発の担い手といたしまして活動いただいております、現在全市で811名おられる人権啓発推進員を対象とした育成事業となっております。平成28年度の取組みといたしましては、PDCAサイクルの徹底を図り、より効果的、効率的な事業となりますよう、昨年度学識経験者や専

門家を構成いたします効果検証会議において検証いただいた内容を反映したものとなっております。表中に各研修を記載させていただいているのですけれども、この中で特に3つ目の推進員間の情報共有等を目的とした研修というのが、今年度新たな研修会として取り組んでおる内容でございます。推進員の役割と任務の実態や手法を、講座型研修で習得いたしまして、各区の推進員活動を発表していただいて交流をしていただくという実践研修を、この2月と3月に実施する予定でございます。

あと、全体的話なのですが、引き続き人権啓発推進員の方のモチベーションの向上を図るために、昨年9月と本年2月に発行いたしました人権情報誌「KOKOROねっと」をお手元に置かせていただいているのですけれども、こちらに掲載いたしまして、各推進員さんの活動事例を紹介するとともに、市民局のホームページやフェイスブック等にも広報を行っております。

続きまして2ページ目をめくっていただきまして、市民啓発広報事業です。こちらは、さまざまな媒体を活用いたしまして、市民に人権問題の理解を深めていただく広報でございます。最初に、啓発資料を作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入ですが、適宜有効な資料等を購入いたしまして、配布、貸し出しを行っております。

あと、利用者アンケートを参考にしながら、LGBTを始めといたしましてセクハラ、DVなどの新たなジャンルを含めて購入しており、今年度1月末までの貸し出し実績は、812作品、延べ7万2,216名の方の視聴をいただいているところでございます。

次に、人権啓発情報誌の発行、先ほどご紹介いたしました「KOKOROねっと」でございますが、こちらは、昨年度に引き続きまして若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図っております。年4回、6月と9月と12月と2月に発行をしております、125カ所の本市の関係施設、あと先程出ました140カ所の地下鉄の駅に配架しております。

次に4ページに行ってくださいまして、参加・参画型の事業でございます。こちらは、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としておりまして、とりわけ、人権の関心が低いと言われております若年層を対象に、人権意識の醸成を図ることとしております。最初に、人権に関する作品募集事業ですが、こちらは昨年度からキャッチコピーに絞って募集をしております、優秀作品を様々な人権啓発の広報印刷物等に活用するとともに、各区の人権啓発事業に活用しているところでございます。今年度は応募総数が6,961作品、昨年に比ばまして1,500作品ほど増となりました。

それと、こちらに市長賞としまして、それぞれ小学生の低学年、高学年、あと中学生、高校生、一般の部の選ばれた作品を掲載しております。その表彰式を来る3月11日の土曜日に、イオンモール鶴見緑地で行ってまいります。

次に5ページの人権の花運動、あと、Jリーグのセレッソ大阪との連携・協力事業でございます。こちらは本市と、あと大阪法務局、大阪第一人権擁護委員協議会とで構成いたします人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会の連携事業といたしまして、全国一斉に



国の基本方針に沿って実施しているところでございまして、引き続き実施していきます。

6 ページから 7 ページをご覧ください。企業啓発推進事業でございます。こちらは、市内の企業・事業者等におけます人権啓発や人権研修への支援を行う事業となっております。より効果的な研修内容となるようテーマや講師選定を行うとともに、参加者の拡大に繋げるものとしているところでございます。詳細はこちらをご覧くださいと思います。

最後に、通して掲げておるのですが、どの事業につきましても数値目標、それぞれ参加された方等のアンケートということで満足度 80%以上ということを掲げておまして、概ね 90%以上の結果となっており、今年度の事業につきましては、目標が達成できているものと考えております。

あと、こちらにはつけていないのですが、各 24 区においても、それぞれ人権にかかわる取組みは行ってございまして、例えば 5 月の憲法週間、あと 12 月の人権週間、あと 1 月の成人の日などの節目の折々、あと、区民まつり等も活用してございまして、年間を通じて各区で様々な取組みを行っているところでございます。

あと事業手法も、講演会でありますとか街頭啓発、映画会や研修会、セミナーなど、集客性を高めるため、各区で各地域特性に応じた様々な工夫を凝らしているところでございます。啓発事業については以上です。

続きまして資料 2 - ( 3 ) をご覧ください。相談事業についてご説明いたします。

相談事業は、事業委託によりまして、専門相談員を配置して実施しております。平日、夜間だけではなく、土・日、祝日にも窓口対応を行っている他、区役所への出張相談や弁護士相談、さらに他の専門相談機関と連携いたしまして、解決、支援等に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としております。相談方法は、ここに記載しておりますが、電話・面談・ファクス・手紙ですが、平成 29 年度より新たに電子メールによる相談を開始してまいります。

それでは具体の中身ですが、2 の平成 28 年度におけます取組みについてですが、今後、一層複雑多様化していきます人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくため、当センターの相談窓口の認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関とのネットワークの充実に向けて、次のとおり取り組んでおります。

( 1 ) なのですが、認知度に向けた取組みです。人権侵害を受けた場合の相談先としての認知度は、平成 26 年度に実施した市政モニター調査結果によりまして、35.8% ございましたので、本年度目標を 40% といたしましたところ、昨年 12 月に行いました市政モニターの結果では 52.5% と、目標を上回っているところでございます。その調査結果は、ページを振っていないのですが、2 枚目の後ろに「センターの認知度」ということで、相談窓口を知っておられますかというところで 26.2%、あと、人権侵害を受けたときの相談先として人権啓発・相談センターが 52.5% という結果となっております。

次に、具体の取組みですが、アからオに記載しているとおりとなっております、周知

用ポスターの掲出、カード型携帯用広報物、市民局のフェイスブックや人権情報誌「KOKOROねっと」での周知PR、さらに24区の広報紙にも周知記事を掲載するなどの取組みを行っているところでございます。

あと、カに記載しております相談者アンケートや市政モニターによります人権相談窓口を知った経緯を見ますと、やはり区広報紙、あと周知用ポスター、パンフレット等が多いということから、平成29年度におきましても、引き続き周知方法に力を入れてまいりたいと思っております。

次に、(2)の区役所におけます相談機能の充実に向けた継続的な取組みとしましては、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会の開催、あと、人権相談マニュアルの改訂、区担当者と専門相談員との意見交換等を行ってまいりました。

(3)の専門相談機関とのネットワークの充実に向けた取組みとしましては、関係会議の開催によります体制の連携強化を行いますとともに、相談案件に通じたNPO団体等との連携の拡充を図りまして、平成29年1月までに、新たに47機関との連携が図れておりまして、総数といたしましては197機関との連携をしているところでございます。

続きまして2ページ目の3の相談実績でございますが、電話、面談等による実相談件数は、1月末で3,530件となっております。月平均353件で、平成27年度からは減少しているところでございます。また、相談内容を課題別に分けた課題別件数は、4,913件、月平均491件となっております。数字が違うのは、1つの相談で複数の課題に関する相談があるため、課題別のほうが実数件数より約1,400件多くなっております。課題別内容の主な特徴といたしましては、障がい者に関する課題が約3分の1でございます。福祉サービス支援機関への不満や、地域や家族から孤立しているなどの日常生活におけますさまざまな不安、こういった相談が増加しているところでございます。

あと、障害者差別解消法が平成28年4月から施行したことに伴いまして、障がい者の方々の課題意識がさらに高まったことも要因の1つとして考えられると思います。

表の一番下にその他の項目というのが約40%ございます。こちらは、その内訳を欄外に記載しているのですが、特定の相談者からのお話でありますとか、無言電話等、相談内容が不明瞭なもの、あと、行政に対する様々な不満や苦情、こういったことが数多くございまして、全体の件数の割合が増えているところでございます。以上でございます。

**中井会長** ありがとうございます。人権啓発と人権相談の取組みについての報告をいただきました。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

**大前委員** よろしいですか。

**中井会長** はい、大前委員どうぞ。

**大前委員** 質問なのですけれども、この資料2-(3)「大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて」というところで、課題別の相談内容が書かれているかと思うのですが、これはあくまで人権啓発・相談センターに来た相談を分けておられ

るといふことでよろしいですか。

**藤田人権啓発・相談センター所長** そうです。

**大前委員** あと、相談が多いテーマや課題があるかと思うのですけれども、こういったものと、あとは人権啓発推進員の方が実際にいろいろなところでご相談を受けておられる中でも、もしかしたら同じような傾向も出てくるのかなと思うのですが、そこと人権啓発推進員の育成事業であるとか、人権啓発情報誌の発行の部分のテーマ設定のところ、どのように相互に、課題、相談内容を踏まえて、研修内容にどう反映されているかとか、情報誌の発行に反映されていることとかがあれば教えていただきたいのですが。

**藤田人権啓発・相談センター所長** 情報誌の発行には、先ほど言いました人権啓発推進員の方々の活動内容を年2回掲載することによって、その活動されている方のやりがいを盛り上げていただく、プラス、ほかの地域、ほかの区の方の参考にもしていただくということ。

それと、相談の中の課題が多いということですが、それにつきましては、この「K O K O R O ねっと」の委託事業でございます。事業者の選定の仕様書の中に、テーマ設定としまして、そういう相談が多いテーマでありますとか、そういった内容を特集として挙げていただくような調達にしているところでございます。

**大前委員** この人権啓発推進員の育成事業の中での養成研修なども、受託事業者としっかり話し合いながら、テーマ設定されていると思ってよろしいでしょうか。

**藤田人権啓発・相談センター所長** はい、そう理解していただいて結構でございます。

**中井会長** ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。では、ご説明いただいたとおり進めていただけるようお願いいたします。

では、議事、進めさせていただきます。(4)「多文化共生の取組み」について、事務局からご説明をお願いいたします。

**柴田多文化共生担当課長** 多文化共生担当課長の柴田でございます。

資料2の(4)の幾つかの資料に基づきましてご説明させていただきます。

多文化共生施策は、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会を目指す取組みを進める施策でございます。その対象ですけれども、ここで外国籍住民という言葉を使っているのですが、大阪市では、住民基本台帳法における外国人住民、すなわち、日本国籍を有さず市内に住所を有する住民が外国人住民なのですけれども、この外国人住民に加えて、海外にルーツを持ちつつ、現在は日本国籍である住民を含めて、外国籍住民と総称しており、この施策の対象としております。

先ほど西田委員から、わかりにくいというご指摘をいただいているのですが、全国的な法制上の言い方として、外国人住民というのはあるのですけれども、では、日本国籍を取得した人で、しかし課題は一緒と。国籍を変えたからといって課題がなくなるわけでは当然ありませんので、そういう日本国籍を取得した後のもともと海外にルーツを持つ人たち、

あるいは子どもたちも含めてなのですけれども、そういった人たちをも含めた総称としては、法制上その言い方がございませんので、そこを外国籍住民という言い方を、大阪市では外国籍住民基本指針を定めて使用しております。ですので、わかりにくさというのは確かにあるかと思ひまして、こういう注釈を使う形でご説明させていただければと思います。

他都市においても同じ問題が、つまり国の法律が国籍の有無ですばっと線を切るというつくりつけになっておりますので、地方自治体としては住民ということ考えた場合に、国籍を問わずということになると。そのときにどういう言葉を使うかということいろいろと、それぞれの都市で表現が違っております。たしか京都市などは外国籍市民という言葉を使っておられると思うのですが、大阪市では外国籍住民を使っております。ですので、現状におきましては、注釈をつけて説明をさせていただいております。

では、その外国籍住民と、それからこの多文化共生施策の対象についての全体の状況ですが、資料 2 - ( 4 ) - 1 のグラフをつけているところがございます。これは日本国籍を有しない外国人住民数なのですけれども、市内の外国人住民数の近年の動向でございます。

この外国人住民の総数は、この折れ線グラフ、毎年 12 月末の数字なのですけれども、左端の 1985 年、つまり昭和 60 年には 11 万 7,461 人だったものが、2005 年、平成 17 年に 12 万 2,753 人まで一貫して増えておりました。その後、リーマンショック等の影響を受けて減少に転じまして、2013 年まで減り続けてきました。その後、2014 年から再度増加に転じて、その後急速に増え続けております。これもグラフを見ると一目瞭然になっております。今年度は、年末の数字ではなく、9 月末の数字を入れておりますが、12 万 4,248 人と、過去最高の人数に達しております。これは全体の推移なのですけれども、その中で特徴的なのは、1985 年、全体 11 万 7,461 人だったのですが、この中で、韓国・朝鮮籍の方が 11 万 444 人と全体の 94% を占めておりました。それが平成 27 年末では、韓国・朝鮮籍の方が 7 万 454 人と、その構成比が 58% まで下がっております。その分、様々な国や地域から新たな来住者の方が増えてきたと、住んできたということでございます。

次に、このグラフの下表ですけれども、過去 5 年の国籍別推移を見ますと、ここでも韓国・朝鮮、それから真ん中より少し下にブラジルがありますが、この 5 年間の推移でこの 2 つ、韓国・朝鮮とブラジルの方が減少をしております。逆に、ベトナムの方が 3 番目にありますが、約 6 倍に増えております。また、網かけをしておりますように、ネパールやインドネシアの方も倍増以上ということで、高い増加率を示しております。中国の方は、実数の上で一貫して増えております。これが上位 10 位までの状況になっております。

この 5 年間の同じ時期の区別の状況を、次のページの大阪市各区における外国人住民の増加率（過去 5 年）及び比率という表で入れております。ここで、平成 22 年末から平成 27 年末の 5 年間の増減で、増えた区が 17 区、減少した区が、増減数のところの 印の 7 区であります。増えた区の上位 5 区に網かけをしておりますけれども、上位から言いますと浪速区、西区、阿倍野区、そして中央区と東淀川区が増加率の上位となっております。また、平成 27 年末の区民に占める外国人の比率では、これも網かけをしておりますが、

最も多い生野区で21.56%と、5人に1人以上。それから2番目が浪速区になりまして、10.81%で10人に1人以上となっております。多い区もあると同時に、1%台の区も福島区、大正区、鶴見区の3区となっております。

また、区別の国籍別人口を次の横長の表で出しております。ここの縦軸にそれぞれの国籍を書いております、その国籍ごとの上位の区に網かけやゴシックをつけておりますが、これらのゴシックや網かけの表示が多い区が、ここで見ますと、中央区や浪速区という中心部の区になります。これはつまり、様々な国籍の方がそれぞれ多いということで、多国籍化が特に進んでいると。また、右のほうにその他がありますが、その他も多いということになります。

浪速区の場合は、同時に中国籍の方も特に多いということ、生野区では、韓国・朝鮮籍の方が圧倒的に多いのですが、それに加えて、ベトナム籍の方も市内で突出しているということです。また、特徴的なこととして、西淀川区では、ブラジルやペルーなど、南米系の方が多いということがあります。このように、市全体として増えている中で、区や地域における様々な特色が読み取れます。

こういった状況の中で、多文化共生施策としましては、これまでも大阪市外国籍住民施策基本指針を策定しており、平成16年に改定したものですけれども、それに基づく施策事業を各所属で実施しております。資料2-(4)-2ですけれども、これは、その中から特徴的な取組みの例として挙げているのですが、まず、区役所での取組みとして、新たに定住する外国人の増加に対応した取組みとして、ここでは例ですけれども、西淀川区での子育て支援の取組み、また外国籍のこどもが非常に多い中央区でのこどもの教育支援など、区独自の取組みがなされております。

こどもの教育支援というのは、学校への適応を支援する取組みは教育委員会ですしているわけですが、あわせて学校で勉強するときに、抽象的な概念とか学習言語が必要になってくるということがあり、その部分について、区独自の取組みをしております。

また、定住歴の長い韓国・朝鮮籍の人が多い生野区では、地域福祉の取組みの中で、外国籍住民の部会を設置して様々な取組みを進めているなど、地域の特性を反映し、また、韓国・朝鮮籍の方では非常に高齢化も進んでおりますので、ライフサイクルの様々な場面に対応した課題への取組みがそれぞれなされております。

他にも、多言語版の防災マップで、避難所であるとか、わかりやすくする多言語版の防災マップの配布など、地域に密着した取組みが専ら区を中心になされております。

次のページ、全市的な取組みとしては、地下鉄駅でのタブレット端末による通訳サービスや、消防局における119番や災害現場対応での電話同時通訳サービス、また、多言語でのエイズ電話相談等を始め、ICTやトリオフオンといった機器を活用した多言語対応などが進められております。市民局では、この指針に基づく全庁的な多文化共生の取組みの進捗管理を行っているのですが、同時に、今日的な課題に対応する取組みの柱を立てて施策を進めております。その柱に沿った今年度の取組み報告が、資料2-(4)-3のA3

の資料になります。

柱としてまず最初に、情報へのアクセスのしやすさの向上というものを挙げております。ここでは、多言語資料や「やさしい日本語」というものによる行政情報の提供などを進めております。また、一般的な情報だけではなく、より具体的なパーソナルなニーズにも対応する情報は、日常的な交流を通して届けることが効果的であるということから、外国籍住民が集まる識字・日本語交流教室でありますとか、市内にある複数の外国人コミュニティ等において、教室のボランティアの方や、外国人コミュニティのキーパーソンの方々のご協力で、様々な行政情報や生活情報が行き来する場となることを目指して、「多文化共生の場づくり・人づくり推進事業」を実施しております。この中で、特に今年度は、教室関係者以外にも新たに参加を呼びかけて、多文化共生サポーターの養成研修も実施し、今後の活動につなぐ取組みを進めております。

続いて、この取組みの柱の中に、多文化共生に関する理解の促進があります。この取組みとしましては、地域の外国籍住民自身が講師となって、自らの文化や生活などを地域の日本人住民に紹介し、地域活動への参加のきっかけとしていく事業ですとか、セミナーなのですけども、真ん中より少し下のほうにありますが、「ナチュラルに私を魅せる、きものとチョゴリ～ファッションから考える多文化共生」といった身近なテーマを取り上げたものですとか、「インターナショナル・フューチャーセッション」をこれからやるのですけども、実験的な手法など、多文化共生について様々な角度からアプローチする市民向けの啓発セミナーなどを実施しております。

最後に、全庁的な施策の推進、特に外国籍住民の生活に直接かかわる最前線である区役所等の取組みへの支援として、職員研修や情報提供を行っておりますが、同時に多文化共生の今日的なテーマについて、区や関係局の職員を交え、有識者の方々から専門的、実践的なご意見を承り今後の施策に生かしていく、有識者意見聴取を実施しております。

今年度は、5つのテーマで開催いたしまして、その概要が資料2-(4)-4であります。ここにそれぞれ5つのテーマがありますけれども、多文化共生の取組みを進める人材育成と活動支援のあり方のテーマでは、これは鈴木委員にご指導いただいたものですが、これからの多文化共生に向けた人材育成では、地域づくり、まちづくりの視点、また現状の課題解決だけではなく、将来の社会はこうありたいという未来志向の視点が大切というご指摘等をいただきました。そこから、今年度下半期に、多文化共生サポーター養成講座の中で地域資源、まちづくりに近い地域のフィールドワークなどを中心にしたプログラムを行いましたし、また、来月実施する先ほどのフューチャーセッション、市民セミナーの企画などでも、こうした視点を織り込むことに努めております。

また、他のテーマでもいただいたご意見を踏まえ、対人援助業務担当者対象の職員研修を実施したり、「やさしい日本語」での防災学習の拡充、また同じく、やさしい日本語版の外国人向け生活情報の別ウェブ版作成を決定して、来年度それをつくるということなど、具体的な取組みに生かしていくとともに、関係局の職員間での問題意識の共有化を進めて

いるところ です。

といった課題、もともと取り組んでいる外国籍住民施策基本指針にある課題とあわせて、今日的にこれからやるべきことを両方向押さえながら、引き続き全庁的な取組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**中井会長** ありがとうございます。それでは「多文化共生の取組みについて」、ご意見、ご質問等お出しただければと思います。

**川嶋委員** すみません。

**中井会長** はい、お願いいたします。

**川嶋委員** 今の多文化共生の中で、例えば、生野区、東成区とかだったら、小学校で民族学級とかあるじゃないですか。これを見ていると、位置づけというのが、人権施策であったり多文化共生の中ではどんな位置づけになっているのかがちょっと今の資料では理解できなかったのですけれども、特に私のところの地域で考えると、この辺の民族学級から出てくるいろいろな課題というのもあると思うし、それが多分、人権施策にも多文化共生の施策にもいろいろな形で反映されるべきだと思っているのです。その辺は、どんな状況になっているのですか。

**柴田多文化共生担当課長** まさに、民族学級・民族クラブの取組みは国際理解教育ということで、実は大阪市外国籍住民施策基本指針に基づく取組みを進めているわけなのですが、その中で、外国籍住民の人権の尊重と、相互の文化を尊重する多文化共生と、それから地域社会の参加という3つの柱に基づく施策を体系立てております。その中に、国際社会に生きるこどもの教育の推進として国際理解教育を入れておまして、一部例示という形で出させていただきました。基本指針の項目全体については、また改めて資料としてお渡ししたいと思いますのでよろしく申し上げます。これは、もともと指針ができる前から取り組んでいるもので、指針の中に位置づけはしております。

**川嶋委員** では、されているのですか。

**柴田多文化共生担当課長** はい。

**中井会長** ありがとうございます。ほかにこの件につきまして、よろしいでしょうか。

**大前委員** よろしいでしょうか。

**中井会長** はい、どうぞ。

**大前委員** 今、各区ですとか、最近、こども食堂の取組みですとか、こどもの居場所の取組みということがとても全国的にも活発になっていて、大阪市内でも区役所がそういった業務を委託したりというような動きになってきている。そういうのを地域の中で芽生えさせていこうという動きになっているのかなということを、最近とても感じているのですけれども、一方で、資料2-(4)-2のところでも、外国にルーツを持つこどもに関するさまざまな支援をされているかと思うのですが、こういうこどもたちにとっても、居場所の必要性とか、中央区などでもMinamiこども教室さんがとても熱心に、外国にルーツを持つこどもたちに対して居場所であるとか学習支援をされていらっしゃると思いますので、

ぜひそういった、もう既にきちんと連携されながら、行政、大阪市として形をつくっているとあるのかもしれないですけども、単にこどもの居場所をつくるということだけではなく、しっかりと各区の特色に合わせて、うまくつなげていながら、その地域、地域、その人権課題等に合わせた居場所づくりであるとか、学習支援をぜひやっていていただきたいなという、あくまでも希望です。

**中井会長** ありがとうございます。ぜひ、ご意見を踏まえて、答えをいただきたいというふうに思います。

では、議事を進めさせていただきます。議題の(5)「LGBTなど性的少数者にかかる取組みについて」、ご説明をお願いいたします。

**辻井人権企画課長代理** 辻井でございます。資料2-(5)、大阪市におけるLGBT支援の取組み状況につきまして説明をさせていただきます。

一番目、取組みの経過でございます。まずは淀川区役所が「LGBT支援宣言」を行った上で、電話相談・普及啓発・コミュニティスペースの提供等、各支援事業を積極的に展開しております。経過となっておりますが、今も継続して実施しております。その他、全職員の研修を終え、淀川区の研修におきましては、他所属の職員も来てもいいという呼びかけを受けて、私どもも参加しているところでございます。それを筆頭として、以降、都島区を始めとして様々な区役所で市民啓発の取組みを行っているところでございます。昨年度におきましては、都島区、淀川区、阿倍野区3区合同で教職員ハンドブック、卒業生の声を反映させたハンドブックを作成し、各学校に配布を行っております。

市民局におきましては、研修中心ということになりますけれども、管理者層に対する人権研修の実施、人権啓発・相談センターにおきまして相談の受付をしまして昨年度、平成27年度人権課題研究会で、先駆的な区の参加、あるいは関係局、子ども青少年局や教育委員会の参加を募りまして、今後の取組み課題を検討させていただいたところでございます。市民意識調査、市政モニター調査につきましては、今回指標に反映させていただいているところでございます。

最後、大阪市人権行政推進本部がでございます。所属長を本部員とする全市的、横断的な組織でございまして、それぞれ所属長、あるいは課長級、それぞれの段階におきまして、会議を行ったときに、LGBT支援の取組みを各所属でやってくださいという呼びかけをしまして、その取組み状況の把握もさせていただいているところでございます。

今年度の主な取組み内容でございますが、研修につきましては、先ほど来申し上げている管理者層全員が参加した形でございまして、それに加え、各所属で係長、係員を対象とした研修を行っているところでございまして、24区・24局での取組みでございます。

市民への広報・啓発でございますが、いくつかの区を例として挙げておりますが、講演会でありますとか、港区でございましたら、当事者と当事者でない方の交流会を開いて、偏見をなくし、理解を深めていくという取組みをしているということでございます。市民局におきましては、企業に向けて研修を実施したところでございます。啓発チラシ等につ



きましては、説明は省略させていただきます。

配慮した取組みでございますが、子どもへの対応としまして、教職員向けハンドブック。あと教育委員会事務局につきましては、文部科学省の通知に基づいて研修を実施し、校長会・教頭会、学校園での取組みということで実施をしているところでございます。市民への対応等につきましては、淀川区では名札にレインボーカラーを表示しているほか、市民局につきましては対応手引きを今、作成中でございます。相談対応につきましては、淀川区で専門相談、電話相談を実施しております。市民局におきましては、人権啓発・相談センターでの人権相談を行っております。それ以外に各区でも、専門ということではないのですが、人権相談を行っており、それぞれの対応をしているところでございます。

できるところからやっていくということで、書類上の性別の記載の見直しですが、申請書、あるいはアンケートをとるときの性別記載、法令に基づくものは仕方がないのですが、そうでない書類につきましては省く、書き方を工夫して、「男、女どちらか丸」ではなくてそれぞれ記載していただく、その他という項目をつくるとか、それぞれに応じた形での見直しをしているところでございます。

あと、庁舎案内のところで、特にトイレなのですが、区におきましては、24区全て何らかの対応ということでさせていただいております。あと、局なのですが、建物によってできる、できないがあるのですけれども、総務局ですと、本庁舎の1階のトイレで対応しております。交通局も、可能な駅では対応しているところでございます。市民局は、この建物ではないのですが、クレオ大阪各館におきましてレインボーマーク表示等々させていただいているところでございます。財政局につきましては、市税事務所、これはテナントビルなのですが、管理会社とかけ合って、できるところをやっているところでございます。

今後の方向性でございますが、職員研修、市民への広報・啓発を行っていきまして、できるところからやっていく。先ほどから申し上げている申請書等々の見直し、トイレ等表示の拡大、相談を受ける等々で、まず職員全員が知っている、できれば理解しているところまで高めまして、あるいは市民にも呼びかけまして、少しでも理解が深まっていくということを優先課題として掲げさせていただいているところでございます。

次の3ページの上のところ、認知度等につきましては、上が市政モニター、市民向けの意識調査でございます。71.9%の市民は、言葉は知っている、差別を見聞きした経験として、17.1%がまだあるという回答をいただきました。下のところは、市職員の管理者層の研修のときにアンケートをとった結果でございます。全部知っていた、一部知っていたを含めると96.4%でございますが、これは100%が理想でございますので、そこを向けて増やしてやっていくと。差別を見聞きした経験としまして、市政モニターに比べますと低いのですが、7.8%あるということにはなりますので、これは減らしていくということで職員の理解を深めていくことを続けていきたいと思っております。以上でございます。

**中井会長** ありがとうございます。では、この議題、LGBTなどの性的少数者にかかる施策につきましてご意見いただけますでしょうか。お願いいたします。

**辻川委員** 取組みの現状報告について。3年と少しの間に、かなりの速いペースで取り組んでおられるということに敬意は表したいと思っています。

私、ドイツ、ハンブルク市の子どもたちと防災教育で交流をしています。ハンブルク市は大阪市と姉妹都市でもありますがけれども、そこへ2年に1回参ります。そうしますと、向こうの市庁舎に参りましたら、玄関先、また屋上にレインボーの旗、それが掲げられたり、庁舎の前の広場のところにもそれがありましたりでハンブルク市自体がウエルカムです。本当に温かい表現をなさっているというようなこと。また、お祭りにも遭遇したことがあるのですが、記念日としながら町自体、特にホテルも含めて、高級ホテルも含めて、どっとレインボーの旗が立ち並ぶみたいなシーンになっております。せっかくこれまで短い期間で着実に進んでおられますので、メッセージ化も含めて、もう少しご検討なさってもいいのかなというふうに思います。

**中井会長** ありがとうございます。ほかにご意見はいかがでしょうか。どうぞ。

**村木委員** 本当にこの3年ですごく急速に進んでいると思います。やっぱり、国やほかの自治体の状況も踏まえてということですが、国の動きがなかなか遅い中で、今自治体のほうがむしろ先行している状況ではないかと思っています。先般は、札幌市のほうでも、政令指定市で初めて同性パートナーを認知する取組みが4月から始まるということが発表されました。ぜひ大阪市としては、この規模の自治体では本当に一番進んでいるところだと思いますので、市長はじめ、トップメッセージとして積極的に取り組んでいただきたい。また、世界の中でも許容度が高い自治体、ハンブルク市もそうですが、サンフランシスコ市と姉妹都市ということもありますので、ぜひ市として、もうちょっと強く打ち出してもいいのではないかと考えてはいます。

**中井会長** ありがとうございます。では、ただいまの委員の皆様のお褒めの言葉を力に、さらにご指摘を踏まえて取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、「その他」ということで、3つ議題がございます。その他案件については、一括して事務局より説明をお願いいたします。

**吉岡共生社会づくり支援担当課長** 共生社会づくり支援担当課長吉岡でございます。

「犯罪被害者等支援の取組みについて」、「部落差別の解消の推進に関する法律について」2点続けてご報告をさせていただきます。

資料3-(1)ですけれども、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定をされまして、様々な取組みが進められてきました。本市におきましても、これまで総合相談窓口の開設であったり、庁内連絡会議の体制づくり、啓発事業の実施、民間団体との連携等々、取り組んできたところがございます。平成28年4月に、国におきまして第三次基本計画が策定され、本市としてもこの基本計画を踏まえながらより一層強力に取り組みを推進していくこととしております。

そこで、この犯罪被害者等支援ナビゲーションを作成いたしまして、総合的、一体的に本市内部で取組みを実施していけるようにと考えております。10ページをご覧ください。

ただければ、どのような体系づくりをして、事業を進めていくのかというのが書かれておりますので、開いていただけますでしょうか。

施策の目標としましては、犯罪被害者等が市民の理解・協力及び大阪市と関係機関・民間支援団体等との連携のもと、必要な支援を受け、被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになることを目標としております。

その目標に向かって、2つの施策の柱立てをしております。1本目が、犯罪被害者等の被害の軽減・回復に向けた支援ということにしてしております。具体的な取組みとしましては、相談・情報提供を活発に行う、すぐに行う。それと、犯罪被害からの回復に向けての支援を行っていくということとしております。

2本目の柱としましては、犯罪被害者等を支える地域社会づくり。具体的な取組みとしましては、市民の理解促進、2番目としましては、事業者への啓発ということにしております。この2本の柱だけでは支援施策というのはいまうまくいかないもので、その施策の推進に向けて、我々は庁内推進体制の整備をしていく。庁内でこの施策を一体的に取り組んでいくということ。それとまた、関係機関、民間支援団体などとの連携を引き続き行っていく。こういう体系づくりを進めて、犯罪被害者等の支援をこれからも引き続きやっていくということを目的に作成させていただきました。このナビゲーションにつきましては、国の動向、また本市の施策等々、状況変化に応じて適宜更新をしていく予定でございます。犯罪被害者等への支援につきましては以上でございます。

続きまして、「部落差別の解消の推進に関する法律」についてでございます。資料につきましては3-(2)ということになっております。

部落差別解消推進法については、この平成28年12月16日に施行されました。この法律の目的につきましては、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としております。この法律の中で、地方公共団体に課されていることは、相談体制の充実、教育及び啓発の実施、国が実施する部落差別の実態にかかわる調査への協力を行うということとされております。

本市におきましては、引き続き同和問題の解決に取組み、本法律の具体化に向けましては、国及び府と連携を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。また、近々に開催予定の同和問題に関する有識者会議におきまして、ご意見をいただき、その内容につきましては、次回の審議会におきましてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

**籾中人権企画課長** 引き続きまして資料3-(3)「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の取組み状況をご説明したいと思います。

資料の中に出ていますように、平成26年9月に当大阪市人権施策推進審議会に、「大阪市としてヘイトスピーチに対してとるべき方策について」を諮問させていただきました。平成27年2月に市長へ答申をいただきまして、その後、平成27年5月に条例案につきまして、大阪市会に提出をさせていただきました。非常に慎重なご議論を頂戴いたしました。

結果といたしまして、昨年(2019年)の1月15日に条例を成立させていただきまして、18日から公布、一部施行、さらに昨年(2019年)の7月1日から条例の全部施行をしているところでございます。

資料の7月1日、条例の全部施行というところら辺の下の括弧書きに、ヘイトスピーチの申し出、これは市民等が被害に遭われたというふうな場合には市として申し出をお受けします。それに基づきまして、大阪市が拡散防止、それ以上広げないような措置とか、市としての認識の公表を行うというふうな規定になっておるわけですが、これに基づきまして、ヘイトスピーチ審査会を設けまして、そこで今申し出を受けております20件の申し出案件につきまして、現在調査審議中となっているところでございます。

裏面に、ヘイトスピーチ条例の概要につきまして記載しておりますので、この機会を通じまして、ぜひともまたご覧いただきまして、ご意見等ありましたら頂戴したいと思います。以上でございます。

**中井会長** ありがとうございます。この3つの内容につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

**鈴木委員** よろしい。

**中井会長** はい、どうぞ。

**鈴木委員** 手短かに感想というか、コメントというか期待なのですが、私自身が外国にルーツを持つこどもの日本語教育学習支援にちょっとかかわっていた経験もありまして、そういう文脈でいいますと、ヘイトスピーチのことをいろいろ見聞きしてきた中で、やはり日常的な接点の少なさが非常に気になっておりました。そういう意味では、今回の人権施策なのですが、これからやはり生活の接点の場である区役所レベル、地域レベルでの非常に啓発がますます重要になってくるであろうと考えておまして、今恐らく、こういう研修はいわゆる生涯学習と、地域福祉と、あと区役所レベルでいろいろ個別にもしかしたらされている可能性があるのかと思っていまして、ですので、お互いそれぞれはされているのですが、その接点をもう少し連携をつないでいくような施策なりが必要なのではないかなということを感じております。

その文脈で言いますと、先ほどこども食堂とか、こどもの貧困という話が出たのですが、これについてもやはり基礎学力、学習権の保障といいますか、そういう観点から少し、せつかくすばらしい条例をつくっておられて、私、先程この「大阪市人権尊重の社会づくり条例」の第1項目を見まして、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ということを拝見しております。ですので、こういう思想、発想、哲学に基づく現代的な課題に取組みながら、ベースとなるものを研修の中に取り込んでいくような形で、個別の属性別の施策を超えたものを今後期待しております。

**中井会長** どうぞ。

**大前委員** 先ほどの犯罪被害者等の支援ナビゲーションのところは、予防的なところというのは入ってこないのかどうかを教えていただけたらと思うのですが、

**吉岡共生社会づくり支援担当課長** 予防的なところは、また違う担当課がございますので、そのあたりはきちっと連携をしながら、犯罪のないまちづくりという部分はきちっと連携をしていきたいと考えております。

**中井会長** ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

今日たくさん議題がありましたので、せっかく説明していただいたことに、なかなかまとめてご発言ということをお願いできなかつたかと思うので、もしご意見、ご質問等ありましたら、またメールなり文書なりでぜひ事務局のほうに寄せていただきたいというふうに思います。

それでは本日の議題、以上です。ご議論いただきました内容、それからご意見、ご期待、お褒めの言葉、いろいろいただきましたので、今後、人権行政の取組みに十分ご活用いただきまして、ご検討を進めていただきたいというふうに思っております。

では、この進行を事務局にお返しいたします。

**中井人権企画課担当係長** 活発なご議論をいただきまして誠にありがとうございました。次回、本審議会は、6月ごろ開催を予定しております。追ってまた委員の皆様には日程調整等をさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、審議会終了をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

了